国際受刑者移送法案 (閣法第六七号) (先議) 要旨

本 法 律 案 は、 外 玉 に お L١ て 拘 禁 刑 に ょ ij 服 役 U て L١ る日 本 国 民等及び 我が 国 に お L١ て懲役又は 禁 錮 の 刑 に

ょ IJ 服 役 し て ١J る 外 国 人に つ l١ て、 玉 際 的 な 協 力 の 下 اتر そ の 本 玉 に お い て 刑 の 執 行 の 共 助 を す る ことに ょ

ı) そ の 者 の 改 善 更生及び 円 滑 な社 会 復 帰 を 促 進 す るとともに、 刑 を 言 L١ 渡 さ れ た 者 の 移 送 に 関 す る 条 約

を 実 施 す る た め、 こ れ 5 の 刑 の 執 行 の 共 助 等 に つ い て 必要 な 事 項 を定め ようとする も の で あ ij そ の 主 な 内

容は次のとおりである。

、外国から我が国への移送(受入移送)

1 受 λ 移 送 とは、 外 玉 に お しし て 拘 禁 刑 に ょ IJ 服 役 U てい る日本国 民等の 受刑者を我が国 に 1移送 U, その

刑の執行の共助をすることをいう。

2 受 入 、移送は、 受 刑 者 の 同 意 があること、 受刑 者が十四 歳以上であること、 受 刑 者 の 犯 罪 行 為が

我 が 玉 で も 禁 錮 以 上 の 刑 が 定 められ てい る罪に当たること、 受 刑 者 の 犯 罪 行 為 に 係 る 事 件 が 我 が 玉

の 裁 判所 に 係 属 してい ないこと等の要件に該当し、 法務大臣が移送を相当であると認めるときに行う。

3 外 玉 裁 判 で 言 しし 渡 さ れ た 外 国 刑 は、、 共 助 刑 としてその 裁 判 の 執 行 を共助することとし、 そ の 期 間

ば 外 玉 が 科 し た 刑 期 に 応 じ て 無 期 又は 有期と ŕ 有 期 につい て は二十年 (少年のときに 判 決 を 受 け

た場合は十五年)を限度とする。

4 2 の 移 送 要 件 に 該 当 す る か 否 かについ て の 審 查 ば 東 京 地 方 裁 判 所 が 行う。

移 送 さ れ た 受刑 者 は 外 玉 の 裁 判 で 言 い 渡 さ れ た 刑 が 懲 役 に 相 三当す るときは 懲 役 に 処せられ た 2者、

禁

5

錮 に 相 当す ると きは 禁 錮 に 処 せ 5 れ た者と み な L て、 執 行 の 共 助 を 行 う。

二、我が国から外国への移送(送出移送)

1 送 出 移 <u>'</u>送と は 我 が 玉 に お しし て 懲役 又は 禁 錮 の 刑 に より 服 役 Ū て しし る 外国 人受刑者をそ の 本 玉 に 移 送

し、その刑の執行の共助の嘱託を行うことをいう。

2 送 出 移 送 は 受 刑 者 の 同 意があること、 受刑 者 の犯罪行為がその本国でも罪に当たること、 再

審 ゃ 別 件 刑 事 事 件 が 我 が 国 の 裁 判 所 に 係属 U て しり な ١J こと等の要件に該当し、 法務大臣が 移送を 相当

であると認めるときに行う。

3 引渡 Ū 後 の 刑 の 執 行 の共助 ば、 その国の法令に従って行われる。

ಕ್ಕ

三、施行期日

この法律は、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」 が我が国について効力を生ずる日から施行す